

我孫子市デジタル戦略検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市におけるデジタル戦略に関する施策（以下「デジタル施策」という。）を計画的かつ効率的に推進するため、我孫子市デジタル戦略検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次に掲げる事項について調査し、及び検討することとする。

- (1) デジタル施策の総合調整に関すること。
- (2) デジタル施策のうち重要施策に関すること。
- (3) デジタル施策の推進状況の評価に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(構成員)

第3条 委員会の委員は、次の表に掲げる職にある者をもって充てる。

企画総務部長	企画政策課長	デジタル戦略室長	行政管理課長
--------	--------	----------	--------

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、企画総務部長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を取りまとめ、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する者がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(デジタル戦略推進責任者等)

第6条 個別の事務におけるデジタル施策の推進を図るため、委員会にデジタル戦略推進責任者及びデジタル戦略推進担当者を置く。

2 デジタル戦略推進責任者は、別表に掲げる職にある者をもって充て、所管する事務のデジタル施策を推進する任に当たる。

3 デジタル戦略推進担当者は、デジタル戦略推進責任者が所管する事務につき指名した者とし、所管する事務のデジタル施策の実施に関し、課題の把握及び課題の解決のための調整の任に当たる。

(作業部会)

第7条 委員会は、必要に応じて作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会の任務は、委員長の指示に従い、第2条第2号から第4号までに掲げる事項について調査、研究及び調整を行い、その結果を委員長に報告することとする。

(部会の組織)

第8条 部会に、リーダー及びサブリーダーを置く。

2 リーダーは、企画政策課又は行政管理課に所属する職員のうちから委員長が指名する。

3 部会に属する部会員は、職員のうちから委員長が指名する。

4 サブリーダーは、部会員のうちからリーダーが指名する。

5 リーダーは、会務を取りまとめ、部会を代表する。

6 サブリーダーは、リーダーを補佐する。

(部会の会議)

第9条 部会の会議は、リーダーが必要に応じて招集し、リーダーがその議長となる。

2 部会は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会及び部会の庶務は、企画総務部企画政策課デジタル戦略室において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第6条関係）

所属	推進責任者
企画総務部	企画政策課長
	秘書広報課長
	人事課長
	行政管理課長
財政部	財政課長
	課税課長
	収税課長
	資産管理課長
市民生活部	市民協働推進課長
	市民課長
	市民安全課長
健康福祉部	社会福祉課長
	健康づくり支援課長
	障害者支援課長
	高齢者支援課長

	国保年金課長
子ども部	子ども支援課長
	保育課長
	子ども相談課長
環境経済部	手賀沼課長
	生活衛生課長
	商業観光課長
	企業立地推進課長
	農政課長
建設部	道路課長
	交通政策課長
	下水道課長
	治水課長
都市部	都市計画課長
	建築住宅課長
	公園緑地課長
	市街地整備課長
会計	会計課長
水道局	経営課長
	工務課長
消防本部	総務課長
	予防課長
	警防課長
議会事務局	次長
選挙管理委員会事務局	次長

監査委員事務局	次長
農業委員会事務局	事務局長
教育総務部	総務課長
	学校教育課長
	指導課長
	教育相談センター所長
生涯学習部	生涯学習課長
	文化・スポーツ課長
	鳥の博物館長
	図書館長